○東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……(建設局公園緑地部公園課)

-------(東京消防庁企画調整部企画課)…

規

則

○公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則………

-------(建設局用地部管理課)

○保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則……………

日刊

発 行 東京都

目 次

21

規 則

○地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正

○租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則…… ○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ○非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正 -------(総務局人事部制度企画課)… する規則…………………………………………………(総務局人事部人事課)… ------(同)… ………………(都市整備局市街地整備部区画整理課)

○租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則……

…………(都市整備局市街地建築部調整課)…

 \equiv

……(福祉保健局保健政策部保健政策課

൛ൎ

この規則は、

職員の給与に関する条例施行規則の 一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事

小

池

百

合子

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則 (昭和三十七年東京都規則第百七十二号) の一部を

次のように改正する。

 \triangleright

則を公布する。 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規

令和四年三月三十一日

東京都知事

小

池

百

合子

●東京都規則第五十九号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の

改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則 (昭和四十年東京都

規則第百七十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三本局の項職の欄を次のように改める。 担当)、課長代理(文書担当)、課長代理(去务旦当)をド果をと思く書いまた。総務部総務課課長代理(秘書担当)、課長代理(秘書事務担当)、課長代理(庶務

担当)、課長代理 総務部理財課課長代理(財務担当)、 総務部企画調整課課長代理(企画担当) 職員部人事課課長代理(庶務担当) (経営管理担当) 、課長代理(人事担当)、課長代理(人事制 及び課長代理(政策連携団体担当) 課長代理(財政調査担当)、課長代理(予算

附 則 職員部労務課課長代理(労務担当)

担当)、課長代理

(服務指導担当)

及び課長代理

(コンプライアンス推進担当)

令和四年四月一日から施行する。

Ŧī. Ħ. 東京都規則第六十号

7.

第十二条第二項第一号中「十九」を「十八」に改める。

附

則

この規則は、 令和四年四月一日から施行する。

非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規

則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第六十一号

改正する規則

非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の 一部を

都規則第八号)の一部を次のように改正する。 非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則

第十五条中「第十九条第二項」を「第十九条」に改める。

則

この規則は、 令和四年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第六十二号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則 (昭和三十一年東京都規則第百十六号) 0) 部

を次のように改正する。

例第七十五号」に改め、 東京都条例第七十五号。以下本条中「給与条例」という。」を「昭和二十六年東京都条 第二条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、 同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。 同項第一号中「昭和二十六年六月

1 この規則は、 令和四年四月一日 から施行する。

●東京都規則第六十三号

(平成二十七年東京

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則 (昭和四十九年東京都規則第五

九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、第六十三条第三項第五号イ及び第六十八条の六十九第三項第五号イ」を

第二条第一項中「、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号 「及び第六十三条第三項第五号イ」に改める。

イ」を「又は第六十三条第三項第五号イ」に改める。

別記第一号様式中 第63条第3項第5号イ 第28条の4第3項第5号イ を

第68条の69第3項第5号イ」 「第28条の4第3項第5号イ 第63条第3項第5号イ

13

第28条の4第3項第5号イ 第63条第3項第5号イ

改める。

別記第一号様式の二中 第68条の69第3項第5号イ 第62条の3第4項第14号ハ」 第31条の2第2項第14号ハ を

2 則」という。)第二条第一項第二号に掲げる者であったもので、この規則の施行の日 この規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則 以 下 「改正前 の規

以後に退職したものの退職手当に係る同項の規定の適用については、この規則による

改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則第二条第一項の規定にかかわらず、

な

例」とあるのは、 お従前の例による。この場合において、 改正前の規則第二条第一項第二号中

条例第百一号)による改正前の給与条例」と読み替えるものとする。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。 **令和四年三月三十一日**

東京都知事

小

池

百 合 子 「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和三年東京都

3 令和4年3月31日(木曜日) 東 京 都 公 報 (増刊 21) る。 改める。 る。 第28条の4第3項第5号イ 別記第三号様式中 定する住宅建設の用に供する優良な宅地の造成であることを認定する 別記第二号様式の二中 定する宅地の造成であることを認定する。 定する宅地の造成であることを認定する。 別記第二号様式中 第31条の2第2項第14号ハ 第63条第3項第5号イ 定する住宅建設の用に供する優良な宅地の造成であることを認定する。 第62条の3第4項第14号ハ」 下記の宅地の造成は、租税特別措置法 下記の宅地の造成は、租税特別措置法 下記の宅地の造成は、租税特別措置法 下記の宅地の造成は、租税特別措置法 第63条第3項第5号イ 「第28条の4第3項第5号イ 第68条の69第3項第5号イ」 第28条の4第3項第5号イ 第63条第3項第5号イ に改める。 第63条第3項第5号イ 第68条の69第3項第5号イ 第28条の4第3項第5号イ 第62条の3第4項第14号ハ 第31条の2第2項第14号ハ 第63条第3項第5号イ 第68条の69第3項第5号イ 第28条の4第3項第5号イ を 第63条第3項第5号イ 第28条の4第3項第5号イ に規 に規 に規 に規 を に改め を に改め に る。 2 3 1 る。 第28条の4第3項第5号イ 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。 よる用紙で、 定に基づく認定事務については、この規則による改正前の租税特別措置法に基づく優 特別措置法 定によりなおその効力を有することとされる同法第十六条の規定による改正前の租税 別記第七号様式中 第31条の2第2項第14号ハ 第63条第3項第5号イ 別記第三号様式の二中 良宅地認定事務施行細則(以下「旧規則」という。)の規定は、なおその効力を有す 定する宅地の造成であることについて認定したことを証します。 第62条の3第4項第14号ハ」 定する宅地の造成であることについて認定したことを証します。 この規則の施行の際、 この規則は、 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第十四条第二項の規 令和四年三月三十一日 下記の宅地の造成は、租税特別措置法 下記の宅地の造成は、租税特別措置法 附 則 (昭和三十二年法律第二十六号)第六十八条の六十九第三項第五号イの規 現に残存するものは、 令和四年四月一日から施行する。 旧規則の様式 第68条の69第3項第5号イ 第62条の3第4項第14号ハ」 第31条の2第2項第14号ハ に改める。 所要の修正を加え、 (この規則により改正されるものに限る。) に 第63条第3項第5号イ 第68条の69第3項第5号イ 第28条の4第3項第5号イ

に規

に改め

を

東京都 子

なお使用することができる。

知事 小 池 百 合

●東京都規則第六十四号

号) の一部を次のように改正する 税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則 (昭和四十九年東京都規則第六十

び第六十三条第三項第六号」に改める 第一条中「、第六十三条第三項第六号及び第六十八条の六十九第三項第六号」を「及

九第三項第六号」を「又は第六十三条第三項第六号」に改める。 第二条第一項及び第三条第一項中「、 第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六十

別記第一号様式中

第28条の4第3項第6号

第68条の69第3項第6号 第62条の3第4項第15号ニ 第31条の2第2項第15号ニ 第63条第3項第6号 を

第28条の4第3項第6号 第31条の2第2項第15号ニ 第63条第3項第6号 第62条の3第4項第15号ニ

に改める 第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号」や「又は第63条第3項第6号」

別記第二号様式中 Я 日付けで申請のあつた上記の住宅の新築は、租税特別

措置法 第62条の3第4項第15号ニ 第31条の2第2項第15号ニ 第63条第3項第6号

第28条の4第3項第6号

に規定する優良な住宅の供給に寄 を

中 るものとして認定したことを証明します。

第68条の69第3項第6号

日付けで申請のあつた上記の住宅の新築は、租税特別

に規定する優良な住宅の供給に寄

措置法

与するものとして認定したことを証明します。

1

附 則

この規則は、 令和四年四月一日から施行する。

1

2 3 特別措置法 住宅認定事務施行細則 正を加え、なお使用することができる に基づく認定事務については、この規則による改正前の租税特別措置法に基づく優良 定によりなおその効力を有することとされる同法第十六条の規定による改正前の租税 この規則の施行の際、 所得税法等の一部を改正する法律 (昭和三十二年法律第二十六号)第六十八条の六十九第三項第六号の規定 旧規則の様式による用紙で、 (以下「旧規則」という。)の規定は、なおその効力を有する。 (令和二年法律第八号) 附則第十四条第二 現に残存するものは、 所要の修 項 の規

保健所使用条例施行規則の 部を改正する規則を公布する

令和四年三月三十一日

小 池 百 合子

●東京都規則第六十五号

保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

保健所使用条例施行規則 (昭和二十一年東京都規則第三十七号) の一部を次のように

改正する。

十円」に、 め 別表一の部試験検査料の款生化学的検査の項中「八百七十円」を「八百四十円」に改 同款免疫学的検査の項中「千百円」を「千七十円」 「八百六十円」を「八百四十円」に改め、同款微生物学的検査の項中 に、 「九百二十円」を「八百 九

四百八十円 四百八十円

を

四百八十円 五百十円

「千三百六十円」 を

「二千三百二十円」に、 千四百四十円」 「三千三百九十円」に改める。 に、 「千七百六十円」 「二千八百円」を「二千七百二十円」に、 を 「千八百四十円」に、 「二千二百四十円」 「三千四百九十円 を

則

に改める。

この規則 は 令和四年四月一日から施行する。

1

なお従前の例による。 2 この規則の施行の際、現に検査等の申請を受けているものに係る使用料については、

令和四年三月三十一日公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十六号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則(昭和四十八年東京都規則第六十四公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

第七条第二項中「○・○四九パーセント」を「○・○五パーセント」に改める。

号

の一部を次のように改正する。

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

利率については、なお従前の例による。貸付条例施行規則第七条第二項の規定により貸付けの利率を決定した移転資金に係る2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の公共事業の施行に伴う移転資金2

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十七号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第三十七号)の一部を次のよう

に改正する。

附 則める。 別表第二 二の部二の項中「百五十四万一千八百円」を「四十九万四千五百円」に改める。

5

この規則は、

令和四年四月一日から施行する。

◉東京都規則第六十八号

東京都知事

小

池

百合子

令和四年三月三十一日

東京消防庁消防職員委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

東京消防庁消防職員委員会規則の一部を改正する規則

東京消防庁消防職員委員会規則(平成八年東京都規則第二百五十四号)の一部を次の

ように改正する。

第四条第一号中「、消防学校及び消防技術安全所」を「及び消防学校」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

	(増刊	21)		東	京	都	公	報	令和4年3月3	1日	(木曜日)	6
発 電話 〇三(五三二一)一一一一(代) 郵信 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 番800 東 京 本	(増刊	21)		東	京	都	公	報	令和4年3月3	II日	(木曜日)	6
二)一一												
一一(代												
定価本質												
(郵送料を含む日一六、六〇〇三〇												
<u>。</u>												
(郵送料を含む。) 印 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 郵113 一箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 番000 本号 三○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号の1												
二)五二〇一(代) 十二番七号 十二番七号												
FSC = 2006270												